

香川県報



号外5

平成16年

3月30日(火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県会計規則の一部を改正する規則

（会計課） 一

告示

●香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

（会計課） 五

規則

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第三十七号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び室」を削る。

第二十九条中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 県が発行する史料集、目録、紀要等の販売代金

十一 県が開催する講座の受講料

第四十条中「、出納長の定める金額の範囲内において」を削り、「必要と認める」を「三万円以下の」に改め、同条第二号中「催し物」を「催物」に改め、同条第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 県が発行する史料集、目録、紀要等の販売代金

第四十条に次の一項を加える。

2 出納員又は収入取扱員は、前項の規定による現金のうち歳入の調定をした年度を超え

て留めておくものについては、その留めておく期限を翌年度の四月十五日までとし、同日までに留めておいた現金を指定金融機関等に払い込まなければならない。
第六十六条第一項中「会計別に総括店を受取人とする小切手を振り出し、これを小切手振出済通知書とともに総括店に送付」を「請求金額を確認し、資金交付を」に改め、同条第二項を削る。

第七十九条に次の一号を加える。

七 前売入場券売払委託手数料 当該前売入場券の売払代金

第九十六条中「公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律」を「公示催告手続ニ関スル法律」に、「準用して」を「準じて」に改める。

第五十二条第一号ア中「参加しようとする者」を「参加する者」に改め、同号イ中「第六十五条に規定する資格を有する者で国（公団を含む。）」を「一般競争入札の場合において、入札に参加する者が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）」に、「履行したものについて、その者が」を「履行し、」に改め、同号に次のように加える。
ウ 指名競争入札の場合において、入札に参加する者が契約を締結しないこととなる

おそれがないと認められるとき。

第五十二条第二号イ中「第六十五条に規定する資格を有する者と契約」を「一般競争契約」に、「その者が国（公団を含む。）」を「契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）」に改め、同号エ中「物品」を「財産」に改め、同号オ中「契約金額が少額であり、かつ」を削り、「ないとき」を「ないと認められるとき」に改める。
別表第一第一号の表9の項から47の項までを次のように改める。

- 9 東部林業事務所
- 10 西部林業事務所
- 11 直島環境センター
- 12 東讃保健福祉事務所
- 13 中讃保健福祉事務所
- 14 西讃保健福祉事務所
- 15 子ども女性相談センター
- 16 保育専門学院
- 17 斯道学園

- 18 亀山学園
- 19 身体障害者総合リハビリテーションセンター身体障害者相談所
- 20 精神保健福祉センター
- 21 川部みどり園
- 22 保健医療大学
- 23 食肉衛生検査所
- 24 大阪事務所
- 25 産業技術センター
- 26 計量検定所
- 27 高松高等技術学校
- 28 丸亀高等技術学校
- 29 栗林公園観光事務所
- 30 農業試験場
- 31 東讃農業改良普及センター
- 32 中讃農業改良普及センター
- 33 西讃農業改良普及センター
- 34 農業大学校
- 35 畜産試験場
- 36 東部家畜保健衛生所
- 37 西部家畜保健衛生所
- 38 東讃土地改良事務所
- 39 中讃土地改良事務所
- 40 西讃土地改良事務所
- 41 水産試験場
- 42 長尾土木事務所
- 43 高松土木事務所
- 44 坂出土木事務所
- 45 普通寺土木事務所
- 46 西讃土木事務所

- 47 高松港管理事務所
別表第一一号の表48の項から51の項までを削る。
別表第一二号の表中56の項とし、54の項及び55の項を削り、53の項を65の項とし、52の項を59の項とし、同項の次に次の五項を加える。
 - 60 歴史博物館
 - 61 文化会館
 - 62 県民ホール
 - 63 瀬戸内海歴史民俗資料館
 - 64 埋蔵文化財センター
 - 別表第一二号の表中51の項を58の項とし、50の項を57の項とし、49の項を56の項とし、48の項の次に次の七項を加える。
 - 49 体育館
 - 50 武道館
 - 51 丸亀武道館
 - 52 屋島陸上競技場
 - 53 総合水泳プール
 - 54 総合運動公園
 - 55 丸亀競技場
 - 別表第一二号の表4の項を次のように改める。
 - 4 小豆警察署
 - 別表第一三号の表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から10の項までを一項ずつ繰り上げ、11の項を削り、12の項を10の項とし、13の項から15の項までを一項ずつ繰り上げる。
 - 別表第三東讃保健福祉事務所の出納員の項の次に次のように加える。
- | | | |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| 中讃保健福祉事務所の出納員 | 中讃保健福祉事務所の収入取扱員 | 中讃保健福祉事務所の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納 |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
- 別表第三中讃福祉事務所の出納員の項を削り、同表に次のように加える。

歴史博物館の出納員	歴史博物館の収入取扱員	歴史博物館の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納
文化会館の出納員	文化会館の収入取扱員	文化会館の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合の売払代金の収納

第十五号様式(その一)及び第十五号様式(その二)中「㊦」を削る。
 第二十二号様式(その十二)を次のように改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第二百十七号の二

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十六年三月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和六十年香川県告示第三百二十八号の四）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「する使用料」の下に「並びに県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金」を加え、同条第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十八号中「する使用料」の下に「並びに歴史博物館で県が主催する展覧会の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金」を加え、同条第二十七号とし、同条第二十九号中「(六)までに規定する使用料」の下に「並びに文化会館で県が主催する展覧会の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金」を加え、同条第二十八号とし、同条第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の三号を加える。

三十三 国又は地方公共団体が納付する香川県庁地下駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）のうち前納が困難であるもの

三十四 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの並びに香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成十五年香川県規則第三十四号）別表第一第二号から第四号までに規定する使用料
三十五 直島環境センター中間処理施設における溶融処理により生じる生産品の売払代金

第六条第四号を次のように改める。

四 文化会館及び歴史博物館で県が主催する展覧会並びに県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金
第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「入學選考料及び入学金」を「入學選考手数料、入学金及び証明手数料」に改め、同条第七号とし、同条第九号を第八号とし、第十号を削り、同条に次の三号を加える。

九 歴史博物館のミュージアムショップでの物品等の販売代金

十 県民ホールにおけるファクシミリ使用料

十一 日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付に係る共済掛金のうち県立学校の児童生徒の保護者から徴収する負担金

第七条に次の一号を加える。

三 県が設置した硬貨投入式簡易公衆電話の電話使用料

第八条第三号中「、屋内水泳プール」の水泳プール」を削り、「テニスコート」の下に「及び相撲場」を加え、同条第六号中「催し物」を「催物」に改め、同条第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十三号中「香川県歴史博物館」を「歴史博物館」に改め、「除く。」の下に「及びミュージアムショップでの物品等の販売代金」を加え、同条第十二号とし、同条第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条に次の三号を加える。

十五 香川県庁地下駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料を除く。）

十六 サンポート高松交流拠点施設のうち駐車場の使用料（回数券及び定期券により利用する場合の使用料を除く。）

十七 県が設置した硬貨投入式簡易公衆電話の電話使用料

第九条を次のように改める。
（出納員等のつり銭及び両替金）

第九条 規則第四十条第五号の出納長が指定する歳入は、歴史博物館のミュージアムショップでの物品等の販売代金とする。

附則

この要綱は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条に三号を加える改正規定（同条第三十四号中多目的広場及び駐車場に係る部分に限る。）及び第八条に三号を加

える改正規定（同条第十六号に係る部分に限る。）は、同年三月三十日から、第四条に三
号を加える改正規定（同条第三十四号中国際会議場及び展示場に係る部分に限る。）は、
同年五月二十日から施行する。

平成十六年三月三十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています